			屋	外広	告生	勿変		更割	Ŧ.	<u> </u>	‡	請	<u> </u>		
2	下記のとおり申請します。 年 月 日 登別市長 様														
1	屋	外広告物		3			3	許可年	月日		年	月	В		
1	の種類									許可番号			第		号指令
2		示又は						5		許可期間			年	月	日から
	設	置の場所	表示内容		 縦 横			一面の表示		面数 表		 T面積	年	月 照明	日まで 高さ
変更しよ: 6		更しよう	変更有	変更前	m m		n	田072(八)	шія m ^r	田欽	1八万	·штя m²	数里	有•無	m
O	. ع	する事項	を			m m						m ^²		有•無	m
	建	 築 基 準 法							m [*] その他		の			13 ///)
7	にの	よる工作物 確 認	削・不要	8	用許可	有)・不	要	9		iによる J・届出	る	l	申請・6	申請中・有)	J • 不要
10		工事完成予	川工事加	住 所 〒 施工者 氏 名						•					
		年	(北海道屋外広告業登録番号 第							電話 号)		番			
12 地 域	許可地域等	都市計画区域	第一種低層住居専用地域 第一種住居地域 近隣商業地域 第二種低層住居専用地域 第二種住居地域 商 業 地 域 第一種中高層住居専用地域 準 住 居 地 域 準工業地域												
	該当	国立公園・国 の区域		地域・普	通t	也域) • 9	۲								
の 	る場	条例第3条	第1項第5号	号の区域	内 道路、鉄道等の名称(道路、鉄道等からの距離() m)	• 外			
区		その他(の許可地	域 等	条例第3	条例第3条第1項第 号 の区域(<u> </u>)		
分	禁	止地域·場	所に該当す	条例第2条第1項第 号 の区域()				
	*	地域	区分の		第 種許可地域 · 第 種禁止地域 (活用·整備)地区										
	一								屋外	広告業 年月日 (方)		番	年	月	号) 日
*		年		月		В	者	(有資格	者)						
許可証		 第	; 			号		住所 氏名							
証明欄		年年		月 月		から まで		資格 (屋外広	告物	講習会	修了番	号第			号)
							•		*	この申	請を許	可します	す。 登別市	ī長	

14	屋広	告	上 物	広告物の上端(地上からの高		建築物	の高さ A	А	× 2 / 3	*	広告物の高さの限度	
表示又は設					m		m		m			m
置の	壁広	告	面物	取付け壁面 の面積 A	A×	1/3	既表示面	積	今回申請 面 積	*	広告物の面積の限度	
限度				m [*]		m [*]		m [*]	m			m [*]

- 1 2 3 注
- ※印欄は、記載しないこと。 住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。 「許可年月日」欄、「許可番号」欄及び「許可期間」欄は、現に許可を受けているものについて記載すること。 4 「北海道屋外広告業登録番号」の項目は、工事施工者が屋外広告業者である場合にのみ記載すること。 4 「北海道屋外広告業登録番号」の項目は、工事施工者が屋外広告業者である場合にのみ記載すること。 「地域の区分」欄は、表示若しくは設置の場所が該当する区分を丸印で囲み、又は必要事項を記載すること。 なお、「条例第3条第1項第5号の区域」欄は、表示又は設置の場所が第三種許可地域、第四種許可地域又は第六種許可地域に該当する場合にの 2項記載すること

 - 3 「地域の区分」欄は、表示若しくは設置の場所が設立する。 でお、「条例第3条等 1項第5号の区域」欄は、表示又は設置の場所が第二程は可力の。 がお、「条例第3条等 1項第5号の区域」欄は、表示又は設置の場所が第二程は可力の。 がお、「条例第3条等 1項第5号の区域」欄は、表示又は設置の場所が第二程は可力の。 (1) 世願者が管理者を変更した場合にのみ記載すること。 (2) 管理者は、適内に住所(法人にあっては、事務所)を有するものであること。 (3) 個人が管理者となる場合には、「管理者として選任する者」欄に必要事項を記載するとともに、「育資格者」欄にその有する資格(屋外広告物議習会を修了している場合には、「管理者として選任する者」欄に必要事項を記載すること。法人が管理者となる場合には、「管理者として選任する者」欄に必要事項を記載すること。 載するともに、「有資格者」欄にその理由している有資格者について必要事項を記載すること。 適外に所在する本店が管理者となる場合には、「適内営業別」欄についても必要事項を記載すること。 (4) 「管理者として選任する者」欄に必要事項を記載すること。 (5) 「資格」の項目は、管理者が屋外広も物法第0条第2項第3号イの試験に合格した者、一級広告美術仕上げ技能士、一級建築主若しくは二級建築士で屋外広告物議習会を修了したものまり、特種書気工事資格者認定証(ネオン工事に係るものに限る。) 予とくは電気主任技術者会状(第一種、第二種文は第三種)の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了したもでよる資格を有する者である場合に記載すること。 (6) 「屋外広告物講習会を修了任きこの項目は、管理者又はその雇用している有資格者が条例第22条第1項の規定により屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者となる資格を有する者である場合に記載すること。 (7) 当該所可事情をおいて管理者が複数となる場合は、屋外広告物管理者選任等届により個々の管理者ことに届け出ること。 「大き示文は設置の限度」欄は、表示又は設置の限度を変更し、又は変更しようとする場合にのみ記載すること。 「大き示文は設置の限度」欄は、表示又は設置の限度を変更し、又は変更しようとする場合にのみ記載すること。 (1) 付近見取図 (2) 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩及び表示の方法に関する仕様書及び図面(照明を伴うときは、その旨を明示したもの) (3) 承諾書又は評可書の写し(表示し、又は設置する場所又は物件が、他人の所有又は管理に属する場合に限る。) (4) 第一種美比地域、第三種禁止地域又は第六種語可地域における案内を目的とする広告物にあっては、案内しようとする施設等からの距離が明示されている図面